

## 日本障害フォーラムからの意見

時間的制約から、各論点に共通する観点として、次の事項を挙げる。

### (1) 原則インクルーシブ教育への視点

障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととする原則インクルーシブ教育制度への法制度の改革を進めることが必要である。学習指導要領で「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」についての記述を追加するとともに、通常学校・学級において、障害児童生徒を受け入れる教育カリキュラムの準備や施設や設備の導入、障害特性のニーズを充足させる合理的配慮の提供や環境整備を進めるための数値目標も含めた実効性のある計画の立案が必要である。

### (2) ろう児童生徒について

- ① 言語としての手話による教育を確保するために、手話言語を使う教員の養成や手話言語による教育を行うための教育システムの開発等の計画が必要である。その一環として大学で教員養成カリキュラムに手話言語の習得プログラムを導入することが必要である。
- ② 地域の通常学級・通常学校・特別支援学級・特別支援学校に、手話言語を習得した教員を配置するための施策の実施が必要である。

### (3) 盲ろう児者の教育権の保障

学校教育の中で「盲ろう」を独自の障害と明確に位置付け、カリキュラムの開発や専門性の高い教員の養成・育成などに向けて、具体的な取組みを進めることが必要である。